# 東京都立羽村特別支援学校 学校安全衛生委員会設置要綱

### 第1目的

本会は、東京都立羽村特別支援学校の学校職員(以下「本校職員」という。)の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

### 第2 委員会の構成

- 1 委員会は、次に掲げる本校職員を委員として構成する。
- (1) 総括安全衛生管理者 1名
- (2) 労働安全又は衛生について関連する職にある者 2名
- (3) 労働安全又は衛生について経験を有する者 3名
- (4) 産業医 1名
- 2 前項第2号の委員については、安全管理者及び衛生管理者を充てるものとする。
- 3 前項第3号の委員については、職員団体が推薦する者を充てるものとする。
- 4 委員会の議長は、総括安全衛生管理者がなるものとする。

### 第3 調査及び審議事項

委員会は次の事項を調査・審議し、校長に意見を述べるものとする。

- (1) 本校職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すこと。
- (2) 本校職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に関すること。
- (4) 定期に行われる健康診断の実施、受診促進及び受診結果に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本校職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項。

### 第4 任期

委員の任期は、4月1日から当該年度3月31日までの1年間とし、再任を妨げないものとする。

#### 第5 開催

- 1 委員会は原則として月 1 回開催するほか、委員の 3 分の 1 以上から要求があった場合は 開催する。
- 2 委員会は議長が招集する。
- 3 議長が必要と認める場合又は委員の請求がある場合には、議事に関係のある委員以外の者の出席を求めることができる。

#### 第6 記録簿

委員会は、記録簿(別紙様式第1号)を備え、議事で重要なものに係わるものについて記入し、これを3年間保存するものとする。

## 第7 事務局

委員会の事務局を経営企画室に置く。

# 第8 その他

その他本規約に規定のない事項については、東京都立学校安全衛生組織等設置規程(平成3年10月7日付教育委員会訓令第13号)による。

附則

本要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附則

本要綱は、平成27年4月1日から一部改訂し実施する。

附則

本要綱は、平成31年4月1日から一部改訂し実施する。